

別表（第3条関係） 催事等で取り扱い可能な食品

分類	品目の範囲	品目例
煮物類	事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだもの	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
焼物類	事前に仕込み（細切等）し冷蔵した具を、その場で焼いたもの。焼き肉、焼きとり類にあつては、その場で加熱が十分できる大きさ（一口サイズ等）に事前に加工したもの	串焼、焼きとり、焼き魚、焼き貝、いか焼き
	事前に仕込み（粉を水で溶く等）した生地と、事前に仕込み（細切等）した具をその場で混ぜ合わせて焼いたもの	お好み焼き、たこ焼き
	許可施設等で製造されたピザ生地に、事前に細切した具をのせて、その場で焼いたもの	ピザ
	事前に仕込みした具とめん類を、その場で炒めたもの	焼きそば、焼きうどん、焼きビーフン
茹で物 蒸し物類	農産物や事前に仕込みした具をその場で茹でるか、蒸したもの	じゃがバター、蒸し餃子、蒸しシュウマイ
揚げ物類	事前に仕込みした具や、既製品、そうざい半製品をその場で油を用いて揚げたもの（その場で粉付け等の調製不可）	唐揚げ、フライドポテト、串かつ、フライドチキン
めん類	事前に仕込みした具、汁、ソース等を、その場で茹でるか炒めためんに盛り付けたもの。又は、めんと合わせて炒めたもの（冷やしは不可）	うどん、そば、ラーメン、スパゲティ
ドック類	ホットドッグ類、ハンバーガー類については、市販のパンにその場で加熱調理したソーセージ類やパティをはさんだもの（生のもの（野菜等）をトッピングすることは不可）	ソーセージ類をそのまま、若しくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドッグ類、ハンバーガー類
米飯類	事前に加熱調理された食品（レトルト食品を含む。）を、その場で加温して米飯に盛り付けたもの	カレーライス、牛丼
かき氷類	その場で氷を削氷機で削り容器に盛り付け、市販のシロップ等で調味したもの（自家製シロップ等は使用不可）	かき氷（スノーアイス、冷凍果実は不可）
アイスクリーム類	カセット式アイスクリーム類に限る（汚染があれば、その都度、機械・器具等を洗浄すること）	
菓子類 軽食類	許可施設から仕入れ冷蔵したあん類等を、事前に水に溶いた小麦粉等と合わせて焼いたもの、又はその場で焼いたクレープで包んだもの	今川焼き、たい焼き、クレープ（生クリームは既製品のホイップクリームに限る。）、ベビーカーステラ
	事前に仕込み（混合、成形等）したものを、その場で油を用いて揚げたもの、又は焼くか蒸したもの	ドーナツ、大学芋、五平餅、焼き餅、焼き団子、あんまん、肉まん、焼きまんじゅう
	茶菓、甘味食品（加温のみ）	ところてん、しるこ
飲料 酒類	既製品の飲料（乳及び乳飲料、生ジュースは不可）又はその場で湯を沸かす又は加温するもの	清涼飲料水、甘酒、コーヒー、紅茶
	その場でコップ等に注いで提供するもの	日本酒、ビール、焼酎、ワイン